

3. 経営の基本方針

大和郡山市の下水道は昭和50年に供用開始して以来、現在で43年を経過した県内では比較的古い下水道事業である。

大和郡山市の下水道は、市街化区域を処理区域とした公共下水道と、市街化調整区域等を処理区域とした特環下水道の2つの事業により運営されており、長らく公衆衛生の向上や公共用水域における水質保全など、地域社会になくてはならない社会基盤施設として非常に重要なインフラ施設としての役割を担ってきた。

大和郡山市の下水道普及率は、平成29年度末現在において、行政区域内人口に対して処理区域内人口は約95%と普及はかなり進んでおり、処理区域の水洗化率も約94%と高い水準に達している。しかしながら、市内には約9,000人の下水道の恩恵に浴していない人口が残されており、処理区域内における下水道へ未接続の家庭の解消も課題となっている。

今後は、水洗化率の向上等による水洗化人口の増加と、自然の人口減少が均衡して、下水道接続人口や処理水量は横ばい程度が続く見通しである。しかし、水洗化率や普及率の向上が止まると、下水道普及人口が減少し始め、使用料も減少することが予測される。

下水道資産のほとんどを占める管きょ等の建設改良費については、普及拡大はピークを過ぎて今後は主に更新投資に移行していく。管きょの更新サイクルは標準耐用年数で50年、目標耐用年数で75年とされているので、内面調査等を行って、実情に合わせて長寿命化に配慮しながら効果的かつ計画的に更新を実施していく必要がある。

以上より、市民の生活環境を安心・快適に維持していくために、下記を重点的に今後10年の計画期間において実施していく。

(1) 更新計画の立案

管の内面調査等の施設の老朽度調査を行って、更新が必要な区間を特定するとともに、更新時期と費用が平準化されるような計画立案を行う。

また、更新時には適切な規模（ダウンサイズ他）や施工方法（管更生他）となるよう配慮する。

(2) 水洗化率の向上等

処理区域内に残る下水道への未接続家屋に対して、下水道への加入を促進するなど、使用料の収益拡大を図る。

(3) 下水道使用料金の改定検討

公営企業会計の原則に則り、受益者負担の考え方にに基づき、より一層の経費削減と事業経営の合理化に努めるとともに、財政収支バランスの取れた適切な料金水準や改定時期等について検討する。